

久喜市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和 8 年 1 0 月 6 日

久喜市長 貴志 信智

久喜市規則第 4 5 号

久喜市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

別紙のとおり

久喜市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市立体育施設条例施行規則（令和４年久喜市規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「菖蒲温水プール又は鷺宮温水プールを個人で利用しようとする者を除く。」を削り、同条中第４項を削り、第５項を第４項とする。

第５条第１項第２号中「（温水プールを除く。）」を削り、同項中第３号を削り、同項第４号中「前３号」を「前２号」に改め、同号を同項第３号とし、同条第３項を削り、同条第４項中「前２項」を「前項」に改め、同項を同条第３項とする。

第９条第１項中「菖蒲温水プール所長、鷺宮温水プール所長及び」を削る。

第１０条中「第５条第４項」を「第５条第３項」に、「第４条第３項」を「第３条第３項」に改め、「及び第３項」を削る。

別表菖蒲温水プールの項及び鷺宮温水プールの項を削る。

附 則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。